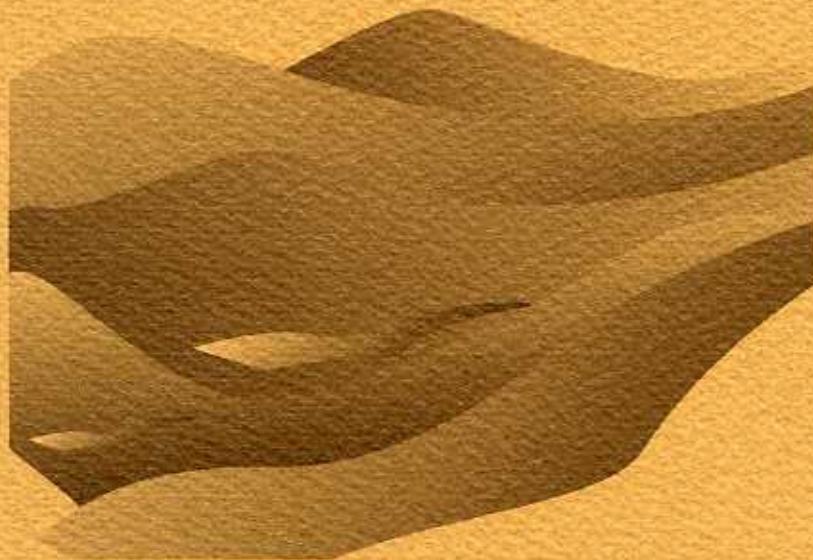


収蔵文書調査報告書 1

「白川金色院」と恵心院



宇治市歴史資料館

収蔵文書調査報告書 1

「白川金色院」と恵心院

宇治市歴史資料館

はじめに

古文書とりわけ地域の旧家や社寺に遺る村方文書は、身近な歴史を解きあかすもつとも有効な歴史資料です。ここ宇治は複雑かつ多様な要素でもって、これまで歴史と文化をはぐくんできました。そのため一言に村方文書といっても、その内容は実に多彩です。宇治市歴史資料館では開館以来、そうした貴重な史料を、寄贈あるいは寄託といったかたちで受け入れ、まず何よりも万全な状態での保存・管理に努めてきました。また、これら史料群の各々については、調査と研究によって、それぞれの性格や詳細を明らかにしながら、文書目録の作成をすすめています。

今回とりまとめたのは、白川関係の収蔵文書です。江戸時代に白川の藏坊を兼帶した宇治の恵心院文書も、ここに含めました。本報告書の編集につきましては、今後も史料群の内容に応じた構成でもって臨みたいと考えています。

本書は、白川における発掘調査との関連もたいへん興味深く、歴史研究を市民的課題として取り組む、その一つのテキストとして活用されることを念じてやみません。

平成十年三月

宇治市歴史資料館

目 次

凡 例

◆本書は、本館が収藏する白川関係文書の目録と、それに関連した調査研究の報告である。目録は、各文書ごとに凡例をもうけ、巻末から横組で載せた。

【解説と史料】

古代・中世の史料にみえる白川

「白川金色院」と惠心院

惠心院の建物

江戸時代の地誌・紀行文に見る白川と惠心院

62 65 70 44 40 10 2

た。

【目録】

山崎家文書

地蔵院文書

惠心院文書

参考文献
『宇治市史』1~6 『宇治市史年表』

『中世村落寺院の研究調査報告書』(一九八九 元興寺文化財研究所)

『宇治市埋蔵文化財発掘調査報告書 第三集』(一九九四)

『宇治市埋蔵文化財発掘調査報告書 第二集』(一九九五)

『宇治市埋蔵文化財発掘調査報告書 第四集』(一九九六)

『宇治市埋蔵文化財発掘調査報告書 第三集』(一九九七)

『宇治をめぐる人びと』(一九九五 宇治文庫6)

古代・中世の史料にみえる白川

古代・中世の白川についての史料は、内容的には白川田楽、白川別所、白川の人々の営みについての三つに、また、所載されている出典

史料の種類によれば仏教関係、貴族の日記や記録類、土地関係文書に大別できる。

仏教関係では、まず、天台宗寺門派の高僧の伝記である『寺門高僧記』があげられる。それによれば、増智（一〇七八～一二三五）の時に「恪勤（精勤なこと）」の法師を選び田楽を行わせたのが白川田楽の端緒になり、以後これを本座と称したという。増智は後宇治殿と称された藤原師実の息で、増智自身「白河僧都」と呼ばれている。ただ、この白河は京都の洛東白河を指す可能性もあり、安易に宇治白川と結びつけることはできないが、増智の父師実も、宇治・洛東白河双方ともに密接な関係を持っており、今後の検討を要するところである。

また仏教関係の史料として重要なのが、石山寺（大津市）、龍雲寺（宇治田原町）に残されている写経の奥書である。石山寺一切経は全約四〇〇〇点のうち、三分二が平安時代後期の念西による勧進の成果であるが、平等院三昧僧など宇治在住の僧侶たちも呼応している。そこには意聖房、文教房、成熟房など白川別所の僧の名もみえる。また、龍雲寺の大般若経の嘉元三年（一二〇五）書写のものは、金色院辻房で行われており、從来、寛正四年（一四六三）の『金色院御堂再興勸

進状』以前の史料で確認することができなかつた「金色院」の史料上の初出である。さらに、嘉吉元年（一四四一）ころの成立とされる、興福寺末派寺社の記録『興福寺官務牒疏』には「白河寺金色院」の由緒が掲載されていている。内容自体については「白河寺」の創立年代、史料の性格など検討すべき問題は多いが、金色院と白山神社の関係、八字の堂舎が存在していたことなどの記載が含まれる。

平安時代以来、貴族政治の牽引車であった藤原氏と密接な関係を保持していた宇治は、貴族たちの日記の中にも頻出する。白川関係を肯定すれば、平信範の日記である『兵範記』の白川田楽の記事が、日記史料にみえる早い例である。平信範は藤原忠実・忠通・基実という平安時代後期の摂関家三代に家司として仕えた人物で、役目がら平等院などで行われた摂関家の行事について、非常に詳細な記録を残している。今回挙げた白川田楽関係の記事も田楽衆に下賜された装束の数まで記されており、実態の把握に役立っている。

おなじく、平安時代の後半から鎌倉時代に、摂関家九条家の家司を勤めた藤原定家の日記『明月記』には、元久元年（一二〇四）当時の摂政であった九条良経の宇治歴覧に際しての隨行記事があり、良経が平等院とともに、白川別所も訪れたことがわかる。白川別所といえば、近衛家第十三代当主近衛家の日記『後法興院記』に関係記事が多くみられる。政家は応仁の乱で騒然とする京都の町を避けて、応仁元年（一四六七）から宇治に逗留している。政家は平等院近辺に居所を構えていたが、そこを拠点として、戦乱中ということを忘れているかのように周辺を遊覧している。なかでも頻度の多いのが白川別所である。また『後法興院記』には、白川別所以外にも「新別所」「折居別所」

といった宇治の別所の記事もみられ、別所あるいは政家のものつ別所のイメージを解く一助になればと、あわせて掲載した。

上記のほかに、田中忠三郎氏所藏文書のなかに含まれる白川に関する土地売券も、量的には少ないが看過しがたい史料である。年代的には十五世紀後半から十六世紀前半のもので、そこには白川東円坊、白川乗泉坊、一坂三郎次郎、伊勢田北河彦次郎などの、白川およびその周辺の地名や人名も知ることができる。

1 【寺門高僧記】 長承元年（一一三一）

增智權僧正白河
殿学

増誉大僧正之弟子、関白太政大臣師実之息、保安二年十月六日叙法印四十五、一宮御持僧宣下、大治四年建立常行堂、十月十日修不斷念佛、長承元年五月廿七日任權僧正、超天台座主忠尋興福寺別當經尋、本座田樂者源出於此僧正之内、恪勤法師原之中、多有得骨者、撰八人為一列、始稱田樂法師、世号白河田樂、其後好斯道者多矣、以白河為本座、或号新座、或呼弥座

2 【兵範記】 仁平三年（一一五三）四月十五日

十五日、入道殿仰仲行御教書、自字治殿到来、云、来月八日、離宮祭料田樂裝束一具美麗可調進者、進請文了

去八日、離宮御輿迎以後、平等院三綱所司以下品品下部、殿中上下宇治侍宿直雜色主殿、皆可供奉田樂、為本散樂可為先風流之由、殊被仰下、近日其様々輩、村々競當、毎日出立、先參御輿旅所、次參

3 【石山寺一切經 優婆塞戒經 卷第七（奥書）】

仁平四年（一一五四）正月二十七日

仁平四年正月廿七日書寫了、依弟子勸進宇治白河別所住侶意聖房書寫之也

4 【石山寺一切經 増壹阿含經 卷第四（奥書）】

久寿二年（一一五五）五月二十三日

弟子為自他法界出離得道、從去久安四年、發一切經論書寫願之後、或求古經加修補、或企新寫成部帙其內、於此經者宇縣中白河別所住侶文教房書寫之、彼千里之路始於寸步之行方万仞之山成、於一簣之土、然則只雖両三卷、書寫可同五千軸之功德、因茲共離六趣輪廻之故鄉、早生九品不退之淨土而已

久寿二年五月廿三日比校之次記之、願主念西

5 【石山寺一切經 正法念處經 卷第五十一（奥書）】

久寿三年（一一五六）四月十一日

弟子自去久安四年為自他法界出離得道、發一切經論書寫願之後、或為求古經連步、於遠近之地、或為誣新寫盡詞於縉素之人、其中今經者宇治白河別所成熟房書寫之、然則依此結緣之力共離三界之苦輪、早登九品之妙寶而已

久寿三年四月十一日比校之比記之

入道殿御所、終日御覽、其外宇治白川等、座座法師原、各賜裝束、彼八日可被供奉、其裝束六十余具、兼日被宛召人々云々

6 【石山寺一切經 雜阿含經 卷第一（奧書）】

保元元年（一一五六）十一月二十五日

仏子自去久安四年七月為自他法界出離得道、發一代聖教書寫大願之後、或求旧經加修補、或企新写成部帙、其内今經者宇治白河別所住侶意聖房順源所助成也、然則經本願主并助成人共□（離力）六趣輪廻之故鄉、早生九品不退之淨□（刹力）矣

保元元年十一月廿五日修補之次願主□□（念西力）記之

7 【石山寺一切經 雜阿含經 卷第六（奧書）】

保元元年（一一五六）十一月二十五日

仏子自去久安四年七月為法界衆生平等利益出離得道、發一切經書寫大願之後、或求古經加修補、或企新写成部帙、其内今經者宇縣中白河別所住侶意聖房順源殊致隨喜之心更抽鄭重之誠所求助成也、仰願依此善根力早離三有之苦海必生一仏之淨土而已

保元元年十一月廿五日記之

8 【石山寺一切經 雜阿含經 卷第七（奧書）】

保元元年（一一五六）十一月二十五日

仏子自去久安四年七月為法界衆生平等利益出離得道、發一切經書寫大願之後、多年之間相企新写累日之程修補旧經、其内今經者宇縣白河別所住侶意聖房順源殊致隨喜之志更抽鄭重之誠所求助成也、然則依此善根力早払客塵之妄雲共願本有覺月（□□而已カ）

保元元年十一月廿五日調卷之次記之

9 【石山寺一切經 舍利弗阿毘曇論 卷第三（奧書）】

永曆二年（一一六一）三月五日

白河別所住僧順尊記之

永曆二年三月五日午刻書寫之為自他法界、平等利益云々

10 【明月記】 元久元年（一二〇四）十一月二十五日

後聞、曉更殿下出御於川原、女院女房車三両、殿上人諸大夫於宇治著水干、歷覽院御所、女房參平等院、殿下白河別所御覽、又還院御所、時賢笠懸、秉燭以後還御云々、有家、能季、保季、基定、時賢等不委聞、兩公達御坐

11 【龍雲寺所藏大般若經 第四十卷（奧書）】

寛喜二年（一二三〇）十一月二十日

寛喜貳年庚寅十一月廿日、於宇治世野谷房書寫之畢

12 【龍雲寺所藏大般若經 第一八八卷（奧書）】

嘉元三年（一二三〇五）十月

嘉元三年乙巳十月於金色院述房書寫畢、□見人如念佛□書也□□□

白河寺金色院在久世郡宇治、僧房八宇

養老四年、越智泰澄上足、昭澄上人開基、中興清和帝國母四條后本願也、鎮守白山社

14【石山寺一切經 仏說老母女六英經（奥書）】

宝徳二年（一四五〇）二月

宝徳二年季二月六日「一挾了」（追筆）能賢書之、宇治芝原別所之住侶也

15【金色院御堂再興勸進狀】 寛正四年（一四六三）八月

敬白 勸進沙門等

請特蒙十方檀那助縁再興、城州久世郡白川別所金色院御堂奉祈公

武現當之所願狀

夫真如平等鎮薰自他之境、美相无相普包法界之性而仏種從緣起此從緣滅、

其爰白川別所者為四条皇大后御願、堀河院御宇承德康和之間経當之、

康和四年二月十有七日土木功成被遂嚴重之供養畢、本尊者則大聖文珠像、名寺謂金色殿堂、鍍金七間四面梁虹互飛、坊舍削玉十有余宇、簷牙高啄見寶幢之耀日道場觀之胸忽開聞金鼓之鳴風菩提心之淺頻落加之

被寄附數箇田園定置衆口、僧侶以降久修練行之地利物濟生之砌也、伝聞当所者久為雲閣荊棘之幽溪徒為樵蘇往反之徑路往昔園城寺證朝于時別當見於別所山河有一道瑞光夕射虛空、因茲籠山七日精祈抽丹心欲證靈光之故焉、当第七夜夢於寒輝寶鏡、雖然鏡者是諸尊三摩耶形何曾足為一尊所標哉、默祷不獲止至後七日、遂使見金毛獅子西南距祥瑞非一是故奉安置渺吉祥尊因称金色院、々中金色世界之莊嚴巍々殿裏无戲論仏之相好儼然仰雖曼儒室利菩薩者三世如來竟母七仏導師化儀、大乘

法祈國家鎮主者、亦仏法大棟梁白山妙理權現十一面觀音垂迹伊弉冉尊也、依神託勸請以来十有八日之本地供于今無懈、何況於彼室前長日開法華講肆、其來尚矣、抑去長祿三年冬、當寺一和尚範祐僧都夢仏閣有火驚走荷負本尊奉居食堂邊之刻給以簡牘、其文云是我方便諸仏、亦然今為汝等說取実事云々、翌年庚辰黃鐘下四日有盜火余焰魔風頻吹火星逆殿爆声震裂玲瓏精舍、頓成一時灰燼焉嗟法之因縁乎、寧大雪之方便乎爾來再興無力、烟絕於觀念者山廚雨濕於禪定之洞戶白雲擁谷青苔粘巖昔給孤獨園回禄數箇度、結緣化幾人也、今白川別所炎上纔一般奉加、誰不与耶、方今招寸鉄尺木之助成集一粒半錢合力、不日欲全練若紹隆泰山不讓土場故能成、其高河海不厭細流故能成其深而已、庶幾觀貴賤篤信募緇素芳志成、此大宮奉祈二世之悉地、仍勸進之旨趣蓋在于斯寬正二二季八月日勸進沙門等敬白

16【後法興院記】 応仁元年（一四六七）七月一八日

昨日京都有大合戰云々、令巡見白河別所、次見平等院釣殿、次參殿御方、入夜、見宇治橋上月、尤有其興

殿并余、小弟、兒兩人、報恩院僧正以下向白川別所令巡見處々庭、帰路於山路有一盞事、雨灑之間指笠了

17【後法興院記】 応仁元年（一四六七）八月二八日

參殿御方、次相伴兒兩人向新別所白川別所等、未盛也

18【後法興院記】 応仁元年（一四六七）十月一日

談維摩不二法門揮智銕絕諸戲乘獅子破摩軍、凡一聞名号除十二億劫生死之罪礼拜礼供養者、恒生仏家、是以每月二十五日集清衣舒講筵修秘

19 【後法興院記】 応仁元年（一四六七）十月九日

向白河別所、於山頂有十盞事、尤興味深

20 【後法興院記】 応仁元年（一四六七）十月十三日

向白河別所、次參殿御方、晚景殿并余參京極殿（藤原師実）御影御前、今日御忌日也

21 【後法興院記】 応仁元年（一四六七）十一月十二日

午刻許宝池院令來給、面謁遙相隔、今日向顔、頗散意務者也、明後日可有帰宅也、晚景相伴寶池院令一見白河別所、入夜令同道余宿坊

22 【後法興院記】 応仁元年（一四六七）十一月十三日

宝池院并余參殿御方、次殿、余、宝池院、藤寿以下相伴之、藏勝、下居別所以下令一見之

23 【後法興院記】 応仁元年（一四六七）十二月九日

藤寿、龜寿、長巡、聖玄、長玄等來、依令招引也、相伴皆々向白川別所

24 【後法興院記】 応仁二年（一四六八）三月四日

晚景向新別所採土筆、入夜藤寿、龜寿來

25 【後法興院記】 応仁二年（一四六八）三月十一日

參殿御方、次向白河別所令遊覽

33 【後法興院記】 応仁二年（一四六八）十一月四日

26 【後法興院記】 応仁二年（一四六八）三月十五日
午刻許、殿并余、向平等院新別所等令遊覽、於新別所有一盞事

27 【後法興院記】 応仁二年（一四六八）四月十六日

參平等院、向新別所山採櫻帰宅

28 【後法興院記】 応仁二年（一四六八）四月二十四日

參平等院、次向新別所

29 【後法興院記】 応仁二年（一四六八）六月十四日

晚景向白河別所、次參奧御所、入夜參平等院

30 【後法興院記】 応仁二年（一四六八）七月一日

參殿御方、次參平等院、晚景向白河別所、帰路參奧御所

31 【後法興院記】 応仁二年（一四六八）七月二十二日

藤中納言（勸修寺経茂）來、子息報恩院光信（勸修寺種光）朝臣舍弟也同來、晚景皆々相伴向白河別所、自聖護院召賜密寶院（彼候人也、余姉此間歎樂也

32 【後法興院記】 応仁二年（一四六八）閏十月二十七日

未刻許聖門令來給、聊有申談子細、則令帰給、明日上洛云々、次余向平等院新別所等

自信樂俊宣來、田原辻彦衛門持來鷹、相伴両童白河別所辺令遊覽、余乘馬、取雉二、帰宅之後令賞翫、尤有其興

34【大乘院寺社雜事記】 文明二年（一四七〇）七月二十二日

去十九日於山階逸見之弟打死云々、其日上御陣合戦在之、近日山城木津以下隱雜物云々、但武田并畠山尾張守代為合力馳加于山階云々、宇治大路ハ參西方、楨嶋ハ没落、引籠白川別所云々

37【後法興院記】 明応三年（一四九四）一月十五日

高倉藤中納言入道、日野中納言、藏人左少弁守光、山名左衛門佐時豊等来、令対面（中略）今春処々喧嘩以外之事也、去八日宇治与白河別所有合戦云々、両方有手負死人云々、自宇治推寄白河別所民屋悉令放火、坊中少々令破却間、六十有余老僧一人被誅云々、又去九日細河方者与赤松方者有喧嘩、其外於処々有如此事云々

35【田中忠三郎氏所藏文書】 延徳元年（一四八九）十一月十三日
壳渡申永地之事
合田富二壱段者字西アマ寺繩東
右件田地者一ノサカノ三郎次郎私領也、雖然仍用々有ニ、現錢壹貫七百文限永代白川別所東円坊へ壳渡申所実正也、但本役者米十合八升七合五夕、油三合五夕出候物也、此外ニ万さう公事な□□、仍為後日状如件

延徳元年十一月十三日

三郎次郎 在判

壳渡申田地之事

合半者 字ハ坊ノクロ

本役^{十合}田米四こめ内一升

里ノ一二一出者也

36【田中忠三郎氏所藏文書】 明応二年（一四九三）九月二十六日

壳渡申永地之事
合壱段者田也

在山城国久世郡伊勢田郷内西尼寺繩東

右件土地者石藏覺希せんそさうてん知行たりといへ共、依有用く現錢三貫文に永代新^{長井}殿に渡し申所実正明白也、本文書國一乱之時うしなひ申物也、仍此下地違乱有間敷候者也、仍壳渡之状如件

永正九年ミツノヘ 壬四月十六日

いしくら
覚希（花押）

右件下地者本白河別所、東円坊買得相伝之私領也トイエトモ、用々依

四至 東 ナハテ
西 同

北 同

白河別所東円
範恵 在判

有現錢壹貫五文ニ永代伊勢田北河彦次郎殿壳渡申所実正明白也、本文書二通相ソエ申候、万一イランサマタケ申者出来候者、タウ仁ノ罪科可行者也、仍為後日之状、如件

明応貳年九月廿六日